

開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例を制定することについて

開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

重度障害者等年金制度の運用開始（昭和 56 年）後、障がい者向けの事業は整備が進んでおり、年金制度が一定の役割を終えている現状を踏まえ、開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例を提案します。

開成町条例第 1 号

開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例

開成町重度障害者等年金給付条例（昭和 56 年開成町条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。